

議案第 8 2 号

北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度に対応するため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を
改正する条例

(北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年北名古屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(北名古屋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年北名古屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(北名古屋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 北名古屋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成18年北名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（北名古屋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北名古屋市条例第21号）第17条に規定する報酬に限る。））」を加える。

(北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項により採用された職員」に改める。

（北名古屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 6 条 北名古屋市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「している職員」の次に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。